

# 監査事務所検査結果事例集の 公表について

日本公認会計士協会 本部  
2016年10月19日

公認会計士・監査審査会  
会長 廣本 敏郎

# 構成

---

- 事例集公表のはじまり
- 監査品質に対する審査会の期待水準を提示
- 根本原因分析の重要性を強調
- 最近のレビュー及び検査で認識された根本原因
- むすび
  - 監査法人におけるマネジメント強化の必要性
  - 高品質な監査を実施するための環境整備の必要性
  - 銘記すべき公認会計士の社会的使命
  - 目指せ、高品質・高報酬

## 事例集の公表

- 審査会は、平成16年4月の発足以来、公益の確保及び投資家保護の観点から、監査事務所等への検査を実施しているが、監査事務所、特に中小規模監査事務所における品質の維持・向上に向けた自主的な取組みを促進することを主眼に、平成20年から『事例集』を作成・公表している。
  - － 審査会発足から12年、事例集の公表から数えても8年が経過したが、この間において監査に対する社会の期待はますます高まり、検査も事例集の内容も急速に進化している。

## 事例集の公表（続）

---

- 『事例集』は、検査で指摘した主な事例を紹介することによって、他の事務所の失敗を「他山の石」としていただくという趣旨で始まり、当初は『監査の品質管理に関する指摘事例集』と呼んでいた。
  - － 平成24年版から『監査事務所検査結果事例集』と現在の名称に変更するとともに、単に指摘事例を紹介するだけでなく、監査品質に対する審査会の期待水準を提示するようになった。
    - 更に、25年版から、根本原因分析の重要性を強調するようになり、以降、根本原因分析を踏まえた改善を求めている。

# 期待水準の提示

## ～平成24年版事例集より～

---

- (はじめに)
  - 審査会検査においては、業務管理体制、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視等、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘してきた。
  - 本年度より、全体を「品質管理編」と「個別監査業務編」とに大別した上で、次のように構成することとした。

## 期待水準の提示（続）

### － 「品質管理編」

- 品質管理に関する項目毎に、「検査における着眼点」、「検査結果の概要」及び「監査事務所に求められる対応」を記載した上で、指摘事例の内容を具体的に紹介する。
  - － 「検査結果の概要」においては、指摘事例や品質管理に係る取組みとして積極的に評価できる事例の概要も紹介。

### － 「個別監査業務編」

- 特に不備が集中して見られるリスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続、会計上の見積りの監査、財務報告に係る内部統制の監査に焦点を当て、「検査における着眼点」等を記載するほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記。

# 具体例

～平成24年版事例集より～

- 品質管理編
- 1. 業務管理体制 (1) 品質管理のシステム
  - － (着眼点)
    - 監査事務所及び監査実施者が基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、品質管理のシステムが適切に整備・運用されているか。
    - 監査の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成するために、適切な方針及び手続が定められているか。
    - 最高経営責任者は、監査事務所の品質管理のシステムに関する最終的な責任者としての職責を果たしているか。

(続く)

## 具体例（続）

---

- 品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備・運用に関する責任者としての職責を果たしているか。

### －（検査結果の概要）

- 品質管理業務専任の品質管理担当責任者（社員）を選任する等して、品質管理のシステムの維持・向上に積極的に取り組んでいる監査事務所が見られる。以下、省略

### －（求められる対応）

- 業務運営（品質管理のシステムの整備・運用）のあり方を改めて見直すとともに、最高経営責任者、品質管理担当責任者等が品質管理のシステムの適切な整備・運用に向けて、より積極的に関与する体制を構築して監査の品質を重視する風土の醸成に努める必要がある。



## 具体例（続）

- 個別監査業務編
- 監査業務の実施（2）会計上の見積りの監査
  - － 会計上の見積りは、経営者の主観的判断を伴うことが多く、また、複雑な仮定や企業内外のさまざまな情報を基に行われることも多い。このため、見積りの不確実性の程度は、前提とされる情報の性質・信頼性や、経営者の偏向等による影響を受ける可能性がある。結果的に、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクに影響を与えることになる。
  - － （着眼点）
    - 見積りの不確実性の程度の評価においては、単に経営者から見積りの結果を入手するだけでなく、見積りを裏付ける十分かつ適切な監査証拠を入手し、それに対する批判的な検討を行っているか。（続く）

## 具体例（続）

---

### －（求められる対応）

- 会計上の見積りの監査は、財務諸表監査における不正への対応手続としても実施が要求されている極めて重要な手続である。
  - － 経営者の行った見積りに関する十分かつ適切な監査証拠の入手と実施した手続の監査調書への記載については、特に、職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持して対応する必要がある。

# 根本原因分析の重要性

～平成25年版事例集より～

---

- (はじめに)
  - 審査会は、各監査事務所が、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、自らの監査事務所における品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善に止まらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。

## 根本原因分析の重要性（続）

- 特に品質管理のシステムの不備については、最高経営責任者や品質管理担当責任者の責任が一次的には問われるべきものの、その根本的・本質的な原因としては、監査事務所の組織上の問題が多く見られるところである。
  - 品質管理のシステムの整備・運用は、最高経営責任者や品質管理担当責任者だけの課題ではない。
    - 監査事務所の社員には、監査事務所の経営責任を負う社員全員で取り組むべき業務運営上の課題であることを念頭に、品質管理のシステムの不備につながる業務運営上の要因を特定した上で、その改善に組織的に対処することが求められる。

# 改善勧告事項が生じた原因

～品質管理委員会年次報告書（平成27年度）より～

- その原因は、次の3つに大別・分類できる。
  - － 品質管理の軽視
  - － 職業的専門家としての懐疑心の発揮の不足
  - － 組織的な取組み姿勢の不足
- 更に、これらが生じた根本的な原因を考察すると、
  - － 監査事務所の財務的理由を優先した監査事務所の姿勢
    - ⇒ トップの姿勢（tone at the top）、人事評価等に係る問題
  - － 他の監査事務所又は他の個別業務で生じた会計不祥事や改善勧告事項を他人事と考える態度
    - ⇒ 組織風土の問題

# 不備事項の根本原因

～検査結果事例集（平成28年版）より～

---

- 中小監査事務所

- 監査事務所の経営管理態勢、経営方針（評価・報酬等の方針を含む）、又はビジネスモデル
- 最高経営責任者及び品質管理担当責任者による品質管理に対する取組み
- 各社員の職責に対する自覚
- 社員間の相互牽制、など

## 不備事項の根本原因（続）

### • 大手監査法人

- 大手監査法人は数千人規模の人員が所属する、巨大で複雑な組織であるため、品質管理に対する認識不足や改善策の検証不十分といった事態が生じやすい。
  - 組織の末端まで品質管理の水準を向上させるためには、品質管理体制の形式（組織・手続）を整備するのみならず、最高経営責任者をはじめとした経営層の強いリーダーシップのもと、各事業部が品質管理に対する認識を監査チームまで浸透させる必要がある。
    - しかし、それができていない。
  - 組織の末端まで監査品質を改善するための施策を浸透させるためには、現場が自ら施策に取り組むとともに、施策が適切に実践されているかどうかを十分に検証する必要がある。
    - しかし、それができていない。

## 監査法人のマネジメントの強化が求められている ～会計監査の在り方に関する懇談会提言～

---

- 提言は、講ずべき取組みの第1に「監査法人のマネジメントの強化」を挙げている。
  - － 監査の品質管理体制が形式的には整備されているが、組織として監査の品質を確保するための、より高い視点からのマネジメントが必ずしも有効に機能していない場合がある。次のような問題は、その結果として生じている。
    - 監査の現場やそれを支える法人組織において職業的懐疑心が十分に発揮されていない。
    - 改善策が組織全体に徹底されていない。
    - 監査品質の確保に重点を置いた人事配置・評価が行われていない。



# 高品質な監査を実施するための環境整備の必要性

## ～会計監査の在り方懇提言～

- 提言は、講ずべき取組みの最後に「高品質な会計監査を実施するための環境の整備」を挙げている。
  - － 最近の不正事案において、上場企業のガバナンスや内部統制は形式的には整備されていたが、経営トップが当期利益至上主義の下で予算の達成や実績見込みの上積みを強く求めたのに対し、内部統制が機能せず、監査委員会等もその監査機能を発揮できなかったことが指摘されている。
  - － 財務報告に係る内部統制を適切に整備し、適正な財務諸表を作成する責任は企業にある。このため、適正な会計監査の確保のためには、企業の会計監査に関するガバナンスの強化や実効的な内部統制の確立が不可欠である。また、ITの活用も必要。
    - 十分な監査時間や監査人から経営陣幹部へのアクセス、監査人と企業との十分な連携を確保するための適切な体制整備に取り組むことが、監査役会や取締役会に求められる。

# 銘記すべき公認会計士の社会的使命

---

- そうした企業側の責任があるとしても、会計の公的責務が果たされているかどうかを見極める公認会計士の責任が免れるわけではない。
  - 所有と経営の分離および利害関係者の拡大によって、信頼し得る適切な情報を提供するという会計の義務は、公的性格を帯びてきた。そのため、会計基準が必要となるが、会計の公的義務が果たされているかどうかを見極める役割の多くは、公認会計士の肩にかかっている。公認会計士は、その責任を果たすため、広い理解と鋭い正義感、そして高度の独立性を備えなければならない。

(ペイトン&リトルトン著『会社会計基準序説』より)

## 銘記すべき公認会計士の社会的使命（続）

- 監査人は、粉飾決算の防止・発見のために誠心誠意努力をしています。私自身、監査という仕事に誇りを持ち、監査人が粉飾決算の防止・発見をせずに誰がするのだという気概で取り組んでいました。
  - すぐに監査の限界論を口にするような公認会計士は、監査を辞めればいいのです。もっと気概のある、もっと情熱のある若手の公認会計士にどんどん重要な仕事を担ってもらって、日本の監査や、日本の財務諸表の信頼性を胸を張って誇れるようになってもらいたいと思います。

（浜田康 『粉飾決算：問われる監査と内部統制』 より）

# 目指せ、高品質・高報酬

- 会計監査の在り方懇提言の実現に取り組むことで、次の好循環が生まれることが期待される。
  - ①監査法人が、実効的なガバナンスの下で、有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する。
  - ②企業が監査品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人に監査を依頼するようになる。
  - ③このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブを強化し、更に、高品質な会計監査に企業が価値を見出す結果、監査報酬の向上につながる。

（「会計監査の在り方懇談会」提言より）

# レピュテーション戦略

- 監査法人が高品質の監査サービスを提供していることが国内外に広く認識されるようになるためには、法人を挙げて、更には、業界を挙げて高品質の監査を提供する体制が整備されなければならない。
  - そのために参考となるのは、“Made in Japan” の名声を築き上げる基礎となった、わが国製造業で展開されてきた「全員参加の品質管理」と「不良品ゼロ（zero-defect policy）」である。

## レピュテーション戦略（続）

- TQC（Total Quality Control）とは、品質管理を、単に製造工程（現場）、あるいは単に品質管理部門の課題とするのではなく、企業活動の全領域（製品開発、製造、販売、財務、人事、教育など）に展開して、経営者から現場の作業員まで、全員参加で実施する経営手法である。
  - わが国の工場を歩くと、ZD（zero defects. 全員参加で仕損をゼロに）と書かれた横断幕が掲げられているのを見ることが多い。TQCによって作り出された日本製品の品質の高さが海外で認められ、品質管理を経営の基本戦略としたわが国企業の先見性が高く評価されている。

（岡本清『原価計算（六訂版）』より）